

議案第49号

天理市職員の再任用に関する条例及び天理市一般職の職員の退職手当に関する条例の一部改正について

天理市職員の再任用に関する条例及び天理市一般職の職員の退職手当に関する条例の一部を次のように改正しようとする。

平成27年9月8日提出

天理市長 並 河 健

天理市職員の再任用に関する条例及び天理市一般職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

(天理市職員の再任用に関する条例の一部改正)

第1条 天理市職員の再任用に関する条例(平成13年3月天理市条例第4号)の一部を次のように改正する。

附則第2条中「地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)附則第18条の2第1項第1号」を「厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)附則第7条の3第1項第4号」に改める。

(天理市一般職の職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第2条 天理市一般職の職員の退職手当に関する条例(昭和38年3月天理市条例第12号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)第84条第2項」を「厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第47条第2項」に改める。

附 則

この条例は、平成27年10月1日から施行する。